

第6号議案 令和6年度 長崎市一般会計予算

目次

説明書
記載頁

1	福祉部 当初予算比較表	P 3	
2	多機関型包括的支援体制構築事業費（3. 1. 1）	P 4～11	（P 152～153）
3	長崎市社会福祉協議会に対する助成等一覧表	P 12～13	（P 128～129） （P 152～153） （P 158～159） （P 160～161） （P 170～171）
4	介護給付費（障害者自立支援給付費）（3. 1. 2）	P 14～18	（P 154～155）
5	訓練等給付費（障害者自立支援給付費）（3. 1. 2）	P 19～22	（P 154～155）
6	相談支援等給付費（障害者自立支援給付費）（3. 1. 2）	P 23～24	（P 154～155）
7	障害児通所給付費（障害児通所等給付費）（3. 1. 2）	P 25～28	（P 154～155）
8	精神障害者ピアサポーター人材活用事業費（3. 1. 2）	P 29～31	（P 154～155）
9	医療的ケア児レスパイト事業費（3. 1. 2）	P 32～34	（P 156～157）
10	地域障害児支援体制強化事業費補助金（3. 1. 2）	P 35～36	（P 156～157）
11	障害福祉センター運営費（3. 1. 2）	P 37～41	（P 156～157）
12	福祉と企業の虹の架け橋フェスタ開催費（3. 1. 2）	P 42～44	（P 156～157）
13	授産製品販売促進費（3. 1. 2）	P 45～47	（P 156～157）
14	I C T導入モデル事業費補助金（3. 1. 2）	P 48～51	（P 158～159）

15	【補助】 障害者福祉施設整備事業費補助金 生活介護事業所（3.1.2） P 52～53	（ P 158～159）
16	【補助】 障害者福祉施設整備事業費補助金 共同生活援助事業所（3.1.2） P 54～58	（ P 158～159）
17	【単独】 障害者福祉施設整備事業費 障害福祉センター（3.1.2） P 59～60	（ P 158～159）
18	包括的支援事業費（3.1.3） P 61～62	（ P 158～159）
19	生活支援体制整備事業費（3.1.3） P 63～66	（ P 158～159）
20	成年後見制度利用支援費（3.1.2、3.1.3） P 67～73	（ P 154～155） （ P 160～161）
21	高齢者交通費助成費（3.1.3） P 74～75	（ P 160～161）
22	避難行動要支援者支援費（3.1.3） P 76～78	（ P 160～161）
23	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（給付金）（3.1.10） P 79～82	（ P 166～167）
24	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（事務費）（3.1.10） P 83～84	（ P 166～167）

福 祉 部
令和 6 年 2 月

福祉部 当初予算比較表(人事課所管の給与費を除く)

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減額	増減率
3 民生費	34,226,410	27,664,662	6,561,748	23.72%
1 社会福祉費	34,226,410	27,664,662	6,561,748	23.72%
1 社会福祉総務費	207,245	205,629	1,616	0.79%
2 障害者福祉費	18,931,211	17,344,733	1,586,478	9.15%
3 高齢者福祉費	2,469,721	2,448,859	20,862	0.85%
5 民生委員費	124,028	124,726	▲ 698	▲ 0.56%
8 介護保険事業費	7,224,737	7,540,715	▲ 315,978	▲ 4.19%
10 住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金費	5,269,468	-	5,269,468	皆 増
合 計	34,226,410	27,664,662	6,561,748	23.72%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
152～153	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	5-1	多機関型包括的支援体制構築事業費	千円 38,968

1 事業概要

少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中で、高齢、障害、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口を設置し、地域における各相談支援機関等との連携体制の構築、不足する社会資源についての検討及び新たな資源の創出に向けて取り組むとともに、地域の福祉課題について必要に応じ相談支援機関等と連携して対応することで、地域を包括的に支える体制づくりに取り組む。

なお、令和6年度からは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のために創設された、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」として実施し、属性を問わない相談の受け止めや、社会とのつながりや制度の狭間への対応、世代や属性を超えて交流できる居場所の確保など、これらを一体的に実施する重層的な支援体制を整備する。

2 事業内容

市内2か所に「多機関型地域包括支援センター」を設置し、それぞれに配置する相談支援包括化推進員(社会福祉士 3名×2か所)が、以下の(ア)から(カ)までの業務を行う。

(ア)相談者等に対する支援の実施

(イ)地域における各相談支援機関等との連携体制の構築

(ウ)相談支援包括化推進会議(重層的支援会議、支援会議等)の開催

(エ)地域住民の相談を受け止める体制づくり

(オ)地域における福祉課題の把握及び解決に向けた検討

(カ)新たな社会資源の創出に向けた取組み

【設置場所】

- ・北多機関型地域包括支援センター（琴海地域包括支援センター内）
- ・南多機関型地域包括支援センター（大浦地域包括支援センター内）

【事業費内訳】

区 分	金 額(千円)	主な内訳
委託料	38,549	多機関型包括的支援体制構築事業運営委託料 【内訳】人件費 33,648千円 物件費 4,901千円
その他経費	419	・全国研修、ブロック別研修に係る旅費 ・研修会開催に係る講師謝礼金 等
合計	38,968	

2 事業内容

【令和6年度の主な取組み】

1.相談支援

- ・ワンストップ窓口として相談を受け入れ、複合的な課題を抱えている、社会的孤立、制度の狭間にある等の理由により包括的な支援を必要とする人(8050、ダブルケア、障害が疑われる者、ゴミ屋敷など)の支援
- ・相談支援包括化推進会議(重層的支援会議、支援会議等)の実施、研修会等の開催
- ・関係機関や庁内各課との連携

2.参加支援

- ・制度の狭間により生じる社会的孤立の防止に向けた取組(高校での居場所カフェ、中学校での居場所づくり)
- ・参加支援・地域づくりに向けた支援に係る先進地視察
- ・個別支援や相談支援包括化推進会議を通して既存の支援制度以外の社会資源の検討(例:南部地域での多分野が集まる相談支援包括化推進会議)

3.地域づくりに向けた支援

- ・市民への周知(リーフレット・相談窓口紹介のパンフレット「こねくと」の配布・HPへの動画掲載)
- ・相談機関、専門職への周知(専門職向け事例集「福祉の架け橋」の配布)
- ・相談支援包括化推進会議(地域課題の把握・ネットワーク機能構築・地域づくりのための資源の開発機能)
- ・重層的支援体制整備事業の制度説明会の開催

3 実績

1 個別相談実績

【単位：人】

区 分	前年度からの 継続支援者数①			新規支援者数②			支援者総数 (①+②)			
	南多 機関	北多 機関	計	南多 機関	北多 機関	計	南多 機関	北多 機関	計	月 平均
令和3年度	41	42	83	120	226	346	161	268	429	35.8
令和4年度	38	39	77	178	192	370	216	231	447	37.3
令和5年度 (12月末時点)	68	45	113	133	121	254	201	166	367	40.8

2 相談支援包括化推進会議の開催実績

区 分	主 催 (回)	参 加 (回)	合 計 (回)		参加者数 (人)
				(月平均)	
令和3年度	112	50	162	(13.5)	1,481
令和4年度	92	77	169	(14.1)	1,863
令和5年度 (12月末時点)	49	72	121	(13.4)	1,089

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円 38,968	千円 19,484	千円 9,742	千円 -	千円 -	千円 9,742

※ 重層的支援体制整備事業交付金（国庫補助率 1/2、県補助率 1/4）

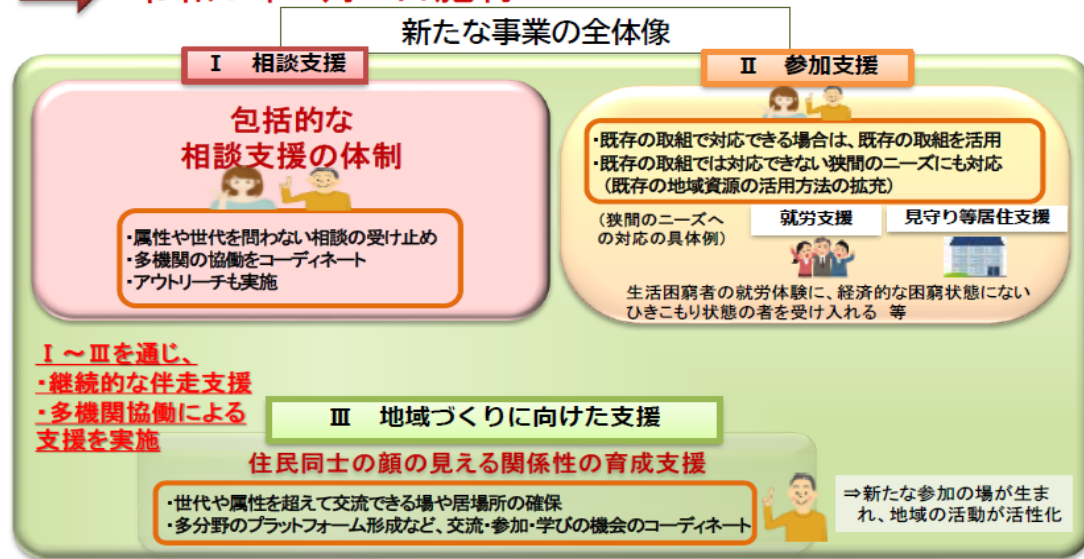
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

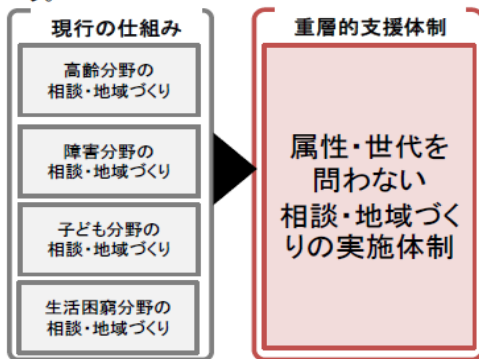
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

→ 令和3年4月1日施行



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



厚生労働省作成資料

5 参考

重層的支援体制整備事業として実施する事業

分野	国の事業名	長崎市			事業費負担割合
		業務名	予算科目	所管課	
相談支援	高齢 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） （介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	地域包括支援センターにおいて実施する次の業務 ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 上記業務にかかる地域包括支援センターとの連携	3款1項3目	福祉部 高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課	国 38.5/100 都道府県 19.25/00 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100
	障害 障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	○基幹相談支援センター事業（※1） ○住宅入居等支援（居住サポート）事業 ○障害者相談支援事業（※2）	3款1項2目	福祉部 障害福祉課	国 50/100以内 都道府県 25/100以内
	子育て 利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	子ども家庭センター運営	3款2項1目	こども部 子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課	国 2/3 都道府県 1/6
	困窮 生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第3条第2項）	生活困窮者自立相談支援事業 （長崎市生活支援相談センターによる相談支援）	3款1項1目	中央総合事務所 生活福祉2課	国 3/4
地域づくり	高齢 一般介護予防事業 （介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち厚生労働大臣が定めるもの	○地域活動支援事業 （1）介護予防ボランティア養成事業 （2）地域支援ボランティアポイント事業 ○生活介護支援サポーター事業 （1）高齢者ふれあいサロンサポーター養成事業 （2）施設ボランティア養成講座	3款1項3目	福祉部 高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課	国 25/100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 一号保険料 23/100 二号保険料 27/100
	生活支援体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項5号）	生活支援体制整備事業	3款1項3目	福祉部 地域包括ケアシステム推進室	国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100
	障害 地域活動支援センター事業 （障害者総合支援法第77条第1項9号）	地域活動支援センター事業（※3）	3款1項2目	福祉部 障害福祉課	国 50/100以内 都道府県 25/100以内
	子育て 地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号）	子育て支援センター運営費補助事業	3款2項1目	こども部 こども政策課	国 1/3 都道府県 1/3
	困窮 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」3-(4)-ス-(オ)）	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	3款1項1目	中央総合事務所 生活福祉2課	国 1/2
新たな機能 相談支援	参加支援	多機関型包括的支援体制構築事業	3款1項1目	福祉部 地域包括ケアシステム推進室	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
	アウトリーチ等を通じた継続的支援				
	多機関協働				
	支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働を一体的に実施				

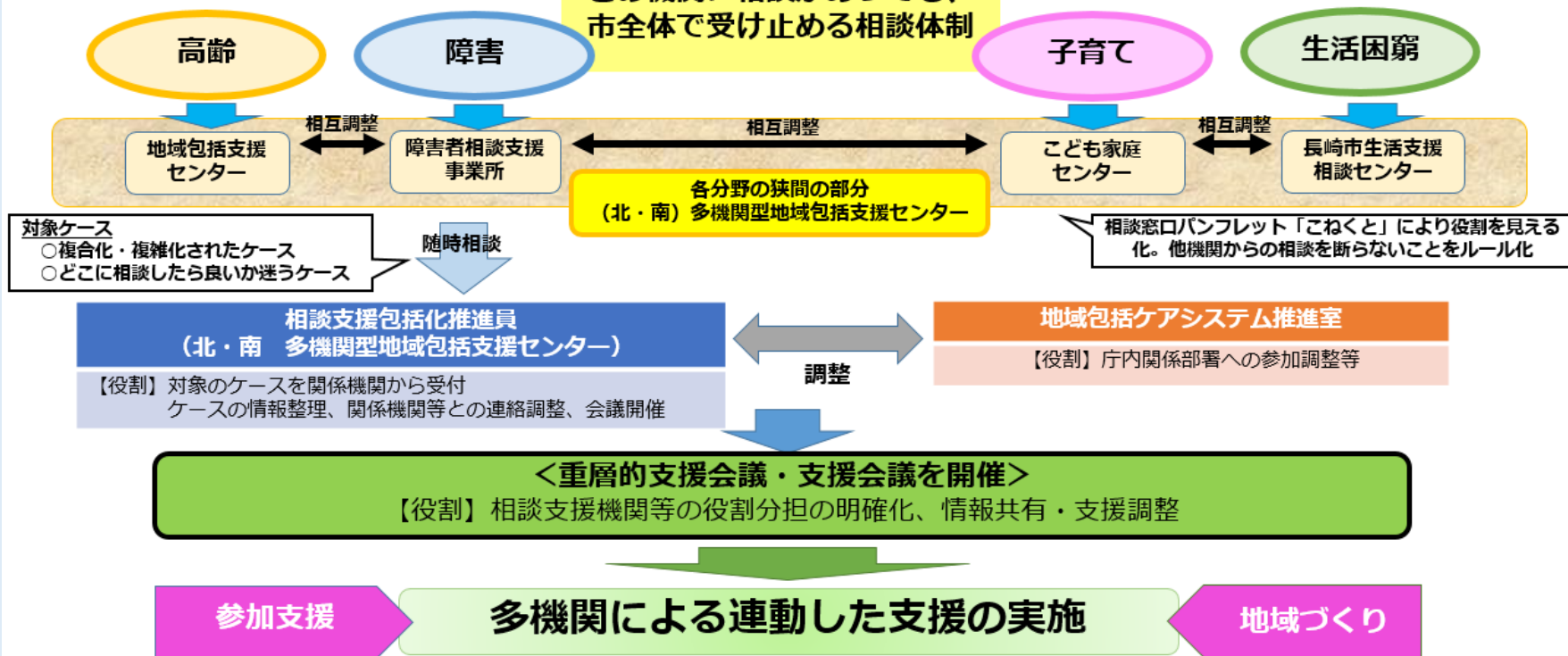
介護保険事業特別会計
から一般会計への組み
替え事業

※1 基幹相談支援センター事業については、機能強化事業のみが交付金算定の事業
 ※2 障害者相談支援事業（市内5箇所に設置）については、財源が地方交付税のため、交付金算定の対象外
 ※3 地域活動支援センター事業については、基本事業の財源が地方交付税のため、機能強化事業のみが交付金算定の事業

複合課題を解決するまでの流れ（包括的相談支援体制）

- ・各相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動し、全世代を対象とする「多機関型地域包括支援センター」が複合化・複雑化されたケースに対応をしていく。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを多機関型地域包括支援センターが中心となって調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

どの機関に相談があっても、
市全体で受け止める相談体制



長崎市社会福祉協議会に対する助成等一覧表（令和6年度当初予算）

1 補助金

区 分		令和6年度 当初予算① (千円)	令和5年度 当初予算② (千円)	増 減 ① - ② (千円)	備 考	予算説明 書記載頁		
社会福祉総務費	長崎市社会福祉協議会補助金（3・1・1）	内	事務局職員設置事業	132,024	129,281	2,743		153
			事務局職員人件費	130,617	127,611	3,006	本所 計 22 (22) 名 ・プロパー 16 (16) 名 105,770 (104,006) 千円 ・再雇用 2 (2) 名 9,460 (9,714) 千円 ・市OB嘱託 2 (2) 名 9,821 (9,459) 千円 ・嘱託 2 (2) 名 5,566 (4,432) 千円 職員の人事異動及び定期昇給などに伴う人件費の増	
		地域福祉計画策定に伴う時間外	1,407	1,670	▲ 263			
		地域福祉活動推進事業	708	708	-	地区社協助成金@12,000×59地区		
		社会福祉会館維持管理	7,570	7,832	▲ 262			
		総合相談支援事業	768	768	-			
		会長報酬等	2,620	2,612	8			
		事務費	9,889	10,689	▲ 800			
		合 計	153,579	151,890	1,689			

2 その他委託料

区 分		令和6年度 当初予算① (千円)	令和5年度 当初予算② (千円)	増 減 ① - ② (千円)	備 考	予算説明 書記載頁
男女共同 参画推進費	女性つながりサポート事業費 (2.1.13)	12,023	11,458	565	市内全域	129
社会福祉 総務費	生活困窮者自立支援費 (3.1.1)	4,314	46,969	▲ 988	市内全域 ※重層的支援体制整備事業実施に伴い事業を細分化	153
	生活困窮者自立相談支援費 (3.1.1)	41,667	-			
障害者 福祉費	配食サービス費 (3.1.2)	-	140	▲ 140	香焼及び三和支所の配食サービス廃止による皆減	
高齢者 福祉費	生活支援体制整備事業費 (3.1.3)	22,038	-	22,038	市内全域 重層的支援体制整備事業実施に伴う介護保険事業特別会計からの組み替えによる皆増	159
	老人福祉センター・老人憩の家運営費 (3.1.3)	13,116	10,909	2,207	香焼地区 老人デイサービスセンターが撤退したことによる指定管理委託料の増	161
児童福祉 総務費	ファミリー・サポート・センター運営費 (3.2.1)	7,010	5,613	1,397	市内全域 積算方法の変更（人件費単価の増など）、業務量の見直し	171
介護保険事 業特別会計	総合支援配食サービス事業費 (4.1.1)	152	1,847	▲1,695	琴海地区 香焼及び三和支所の配食サービス廃止による減	特会
	生活支援体制整備事業費 (4.2.1)	-	21,653	▲21,653	市内全域 重層的支援体制整備事業実施に伴う一般会計への組み替えによる皆減	
	要介護者配食サービス事業費 (4.2.2)	273	1,471	▲1,198	琴海地区 香焼及び三和支所の配食サービス廃止による減	特会
合 計		100,593	100,060	533		

3 総計（1+2）

区 分	令和6年度 当初予算① (千円)	令和5年度 当初予算② (千円)	増 減 ①-②=③ (千円)	増 減 率 ③ ÷ ② (%)
金 額	254,172	251,950	2,222	0.88%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
154~155	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	3-1	介護給付費	千円 6,052,801

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者・児が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、日常生活において必要な居宅介護や施設での日中活動支援などの給付を行うもの。

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
施設入所支援 【8か所】	施設に入所する障害者に、夜間において、入浴、食事などの介護等を行う	928,588	959,291	30,703
療養介護 【1か所】	医療と常時介護を要する障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理及び介護等の日常生活上の世話を行う	672,602	665,994	▲6,608
生活介護 【33か所】	常時介護を要する障害者に、日中において、施設での入浴、食事などの介護等や創作的活動、生産活動の機会を提供する	2,859,426	2,958,175	98,749
重度訪問介護 【88か所】	常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的・精神障害者に、居宅において入浴、食事などの介護等や外出時における移動支援を総合的にを行う	406,996	447,126	40,130

※表中【 】内の数字はR. 2. 1現在の事業所の数

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種類	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
重度障害者等包括支援 【0か所】	常時介護を要する重度障害者のうち、意思疎通を図ることが著しく困難な者に、重度訪問介護、生活介護などの複数のサービスを包括的に提供する	321	310	▲11
居宅介護 【89か所】	居宅において、入浴、食事などの介護等、並びに生活等に関する相談やその他の生活全般にわたる援助を行う	715,348	782,163	66,815
行動援護 【11か所】	知的・精神障害により行動上著しい困難を伴い、常時介護を要する者に対し、外出時における移動中の介護等を行う	30,939	34,406	3,467
短期入所 【31か所】	居宅で障害者の介護を行う者が疾病等により介護できない場合に、施設等に短期間入所させ、入浴、食事などの介護等を行う	117,045	128,086	11,041
同行援護 【41か所】	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者に、外出時において同行し、移動に必要な情報提供や介護等を行う	71,122	77,250	6,128
合計		5,802,387	6,052,801	250,414

※表中【 】内の数字はR6. 2. 1現在の事業所の数

3 サービスごとの延利用数等

サービス種類	単位	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
施設入所支援	日	211,495 (595) [4,391]	212,944 (592) [4,505]	1,449 (▲3) [114]
療養介護	日	58,050 (166) [11,587]	56,268 (161) [11,836]	▲1,782 (▲5) [249]
生活介護	日	261,978 (1,221) [10,915]	275,904 (1,286) [10,722]	13,926 (65) [▲193]
重度訪問介護	時間	114,820 (34) [3,545]	112,056 (34) [3,990]	▲2,764 (0) [445]
重度障害者等包括支援	日	30 (1) [10,700]	30 (1) [10,333]	0 (0) [▲367]
居宅介護	時間	148,846 (932) [4,806]	147,193 (961) [5,314]	▲1,653 (29) [508]
行動援護	時間	3,957 (22) [7,819]	4,744 (26) [7,253]	787 (4) [▲566]

※表中()内の数字は実利用者の見込み人数

※表中[]内の数字は単位当たりの単価(円)

3 サービスごとの延利用数等

サービス種類	単位	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
短期入所	日	11,109 (126) [10,536]	11,838 (134) [10,820]	729 (8) [284]
同行援護	時間	21,668 (136) [3,282]	22,227 (148) [3,476]	559 (12) [194]

※表中()内の数字は実利用者の見込み人数

※表中[]内の数字は単位当たりの単価(円)

4 障害者数と支給決定者数

(単位:人)

種別	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R5.12.31
身体障害者手帳	21,979	21,626	21,031	20,729
知的障害者手帳	4,374	4,405	4,462	4,580
精神障害者手帳	4,901	5,222	5,460	5,680
合計	31,254	31,253	30,953	30,989

支給決定者数	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R5.12.31
障害者	4,154	4,253	4,370	4,410

5 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
6,052,801	3,026,400	1,513,200	—	1,513,201

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
154~155	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	3-2	訓練等給付費	千円 5,089,355

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者・児が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、自立生活に必要な就労支援や共同生活援助(グループホーム)などの給付を行うもの。

2 給付費内訳

(単位:千円)				
サービス種別	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
就労定着支援 【7か所】	一般就労へ移行したことに伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う	12,264	3,751	▲8,513
就労移行支援 【11か所】	一般企業等への就労を希望し、通常の事業所への雇用が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、生産活動、職場体験等の機会の提供や、就労に必要な訓練を行う	97,115	104,475	7,360

※表中【 】内の数字はR. 2. 1現在の事業所の数

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
就労継続支援 (A型・B型) 【A型:17か所】 【B型:52か所】	一般企業等に就労することが困難な障害者に、雇用契約等に基づき、就労や生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練等を行う ・A型:雇成型(最低賃金が適用される) ・B型:非雇成型(最低賃金が適用されない)	(A型) 885,910	925,904	39,994
		(B型) 2,385,890	2,490,990	105,100
自立訓練 【機能:1か所】 【生活:4か所】 【宿泊型:2か所】	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上等のために必要な訓練を行う	121,404	145,817	24,413
共同生活援助 【44か所】	主として夜間に、共同生活住居で相談、入浴、食事などの介護やその他日常生活上の援助などを行う	1,387,790	1,418,249	30,459
自立生活援助 【2か所】	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、生活面や健康面などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う	197	169	▲28
合計		4,890,570	5,089,355	198,785

※表中【 】内の数字はR6. 2. 1現在の事業所の数

3 サービスごとの延利用数等

サービス種類	単位	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
就労定着支援	日	533 (27) [23, 009]	165 (12) [22, 733]	▲368 (▲15) [▲276]
就労移行支援	日	10, 671 (49) [9, 101]	12, 360 (57) [8, 453]	1, 689 (8) [▲648]
就労継続支援 (A型)	日	83, 929 (318) [10, 555]	90, 052 (342) [10, 282]	6, 123 (24) [▲273]
就労継続支援 (B型)	日	321, 188 (1, 437) [7, 428]	350, 587 (1, 569) [7, 105]	29, 399 (132) [▲323]
自立訓練	日	16, 149 (84) [7, 518]	20, 283 (101) [7, 189]	4, 134 (17) [▲329]
共同生活援助	日	226, 988 (631) [6, 114]	247, 071 (687) [5, 740]	20, 083 (56) [▲374]
自立生活援助	日	24 (1) [8, 208]	17 (1) [9, 941]	▲7 (0) [1, 733]

※表中()内の数字は実利用者の見込み人数

※表中[]内の数字は単位当たりの単価(円)

4 障害者数と支給決定者数

(単位:人)

種別	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R5.12.31
身体障害者手帳	21,979	21,626	21,031	20,729
知的障害者手帳	4,374	4,405	4,462	4,580
精神障害者手帳	4,901	5,222	5,460	5,680
合計	31,254	31,253	30,953	30,989

支給決定者数	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R5.12.31
障害者	4,154	4,253	4,370	4,410

5 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
5,089,355	2,544,677	1,272,338	—	1,272,340

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
154~155	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	3-3	相談支援等給付費	千円 240,653

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービスの利用計画における相談及び作成や施設等から地域生活への移行に向けた支援等の給付を行うもの。

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
計画相談支援 【51か所】	障害福祉サービス等利用計画についての相談及び作成などを行い、障害者・児の自立生活のための課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援を行う	234,105	237,335	3,230
地域相談支援 【移行:14か所】 【定着:14か所】	入所施設や精神科病院等から退所・退院する者に対し、地域移行に向けての相談や支援及び移行後における緊急事態への対応等を行う	5,674	3,318	▲2,356
合計		239,779	240,653	874

※表中【 】内の数字はR. 2. 1現在の事業所の数

3 サービスごとの延利用数等

サービス種類	単位	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
計画相談支援	日	14,606 (4,407) [16,028]	15,025 (4,534) [15,796]	419 (127) [▲232]
地域相談支援	日	429 (56) [13,226]	311 (40) [10,669]	▲118 (▲16) [▲2,557]

※表中()内の数字は実利用者の見込み人数

※表中[]内の数字は単位当たりの単価(円)

4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
240,653	120,326	60,163	—	60,164

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
154~155	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	4-1	障害児通所給付費	千円 3,733,350

1 概要

児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な障害児に対する、日常生活の基本的動作、知識技能の習得、集団生活への適応のための支援に関する通所サービスを提供するもの。

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
居宅訪問型 児童発達支援 【3か所】	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児において、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、知識技能の習得等の支援を行う	1,935	1,918	▲17
児童発達支援 【53か所】	障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の取得並びに集団生活への適応のための支援を行う	494,609	762,239	267,630
放課後等 デイサービス 【98か所】	就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための支援等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する	2,386,365	2,780,607	394,242

※表中【 】内の数字はR. 6. 2. 1現在の事業所の数

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
保育所等 訪問支援 【38か所】	保育士等が保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う	38,292	187,415	149,123
高額障害児 通所給付	同じ世帯の中で複数の児童が障害児通所サービスを利用する場合や、障害者総合支援法に基づくサービスを併用する場合など、世帯の負担上限額を超える場合、その超えた額を支給する	1,338	517	▲821
措置費	虐待等の事由により児童養護施設等に入所する障害児が、障害児通所支援の利用を必要とする場合に、実際に支援を提供した事業所からの請求に応じた費用を支給する。	0	654	654
合計		2,922,539	3,733,350	810,811

※表中【 】内の数字はR6. 2. 1現在の事業所の数

3 サービスごとの延利用数等

サービス種類	単位	令和5年度 当初予算①	令和6年度 当初予算②	増減 (②-①)
居宅訪問型 児童発達支援	日	180 (3) [10, 750]	180 (3) [10, 656]	0 (0) [▲94]
児童発達支援	日	34, 813 (510) [14, 208]	55, 098 (641) [13, 834]	20, 285 (131) [▲374]
放課後等 デイサービス	日	221, 069 (1, 554) [10, 795]	273, 586 (1, 632) [10, 164]	52, 517 (78) [▲631]
保育所等 訪問支援	日	2, 671 (173) [14, 336]	10, 542 (282) [17, 778]	7, 871 (109) [3, 442]
高額障害児 通所給付	人	245 (35) [5, 461]	213 (30) [2, 427]	▲32 (▲5) [▲3, 034]
措置費	日	0 (0) [0]	60 (2) [10, 900]	60 (2) [10, 900]

※表中()内の数字は実利用者の見込み人数

※表中[]内の数字は単位当たりの単価(円)

4 事業所数と支給決定者数

(単位:か所)

種別	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.1.31
児童発達支援	36	40	46	53
放課後等デイサービス	75	85	92	98
保育所等訪問支援	23	24	33	38
合計	134	149	171	189

(単位:人)

支給決定者数	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.1.31
障害児	1,506	1,680	1,929	2,150

5 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
3,733,350	1,866,675	933,337	—	933,338

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害児入所給付費等国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害児通所給付費等県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
154~155	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	5-6	精神障害者ピアサポーター 人材活用事業費	千円 3,275

1 事業目的

- (1)精神障害者が住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、ピアサポーターが経験者の視点でリカバリー(回復)体験を活かした助言や共に行動する支援を行う。
- (2)ピアサポーターが活躍する場の創出・拡大を通して、ピアサポート活用を促進するための体制整備を図り、社会参加促進・雇用促進に結びつけていく。
- これらを行うことで精神障害者に対する差別偏見の除去、精神障害者の安定した地域生活の継続を目的とする。

2 事業内容

(1)事業内容

(ア)長期入院患者への地域生活への移行支援及び地域生活支援

精神科病院の入院患者や院内スタッフに対し、地域での生活のイメージを伝え、入院患者の退院意欲を向上させ、地域生活への移行を図る。

(イ)地域住民等への普及啓発活動

地域住民・一般企業・教育機関等での研修会等でピアサポーターの体験を語り、精神障害者に対する理解促進を図るとともに、ピアサポーターの活躍の場を拡大し、雇用につなげる。

(ウ)個別支援

精神障害者の困りごとを聞く個別相談を行う。

2 事業内容

(エ)ピアサポーターのスキルアップ・フォローアップ、当事者同士の交流活動の場の設置・企画運営

ピアサポーター交流会、スキルアップの場、当事者同士の交流活動の場を設置することで、ピアサポーターの知識・技術の向上、地域で悩みを抱え孤立している精神障害者の心の安定、社会参加の促進を図る。

(2)事業費

委託料 3,275千円(精神障害者ピアサポーター人材活用等委託)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円 3,275	千円 1,637	千円 818	千円 -	千円 -	千円 820

※1 国庫補助金(地域生活支援事業費等補助金) 事業費の1/2

※2 県費補助金(長崎県地域生活支援事業費等補助金) 事業費の1/4

4 ピアサポーター養成→活用事業のスキーム

R3～5年度
step 1. ピアサポーター養成

【対象】

- ①障害福祉サービス事業所、相談支援事業所で現に活動しているピアサポーター、今後ピアサポーターを目指したい精神に障害のある方
- ② 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の職員

受講

【養成講座の受講】

①～③で計9回

- ①基礎講座（440分）
- ②専門講座（540分）
- ③フォローアップ講座（540分）

修了

【修了者】

- ・事業所等への雇用につなげるための啓発
 - ・講座修了者への継続的なフォローアップ
 - ・障害者自立支援協議会との連携
- 【R3～R5修了者】
53人

R6～8年度
step 2. ピアサポーター活用

養成講座を修了したピアサポーターの活躍の場の創出・拡大

①長期入院患者への地域生活への移行支援及び地域生活支援

- ・精神科病院での院内学習会への参加、体験談の発表など

②地域住民等への普及啓発活動

- ・地域住民に対しての普及啓発研修会の開催
- ・公的機関等で開催している家族教室等への参加
- ・教育現場での体験談の発表 など

③個別支援

- ・電話相談を柱として、精神に疾患のある当事者に対する支援の実施

④ピアサポーターのスキルアップ、当事者同士の交流活動の場の設置

- ・ピアサポーター交流会、スキルアップの場の設置
- ・当事者同士の交流活動の場の設置

ピアサポーターの社会参加促進
精神障害者の安定した地域生活の継続を目指す

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	6-2	医療的ケア児レスパイト事業費	千円 5,396

1 事業目的

在宅で生活している医療的ケア児に対して、指定訪問看護事業者の看護師等が、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、医療的ケア児の看護や介護を行う家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1)在宅で生活している医療的ケア児に対して、指定訪問看護事業者の看護師等が、自宅や保護者が指定する場所で、医療保険の適用外となる訪問看護を実施し、医療的ケアを伴う見守りを行う。
- (2)在宅で生活している医療的ケア児が、幼稚園・保育所、学校や障害児通所支援事業所等に入園等をするにあたり、指定訪問看護事業者の看護師等が、幼稚園等に対して医療的ケア等の引継ぎを行う(初回の引継ぎに限定する)。

【参考】市内の医療的ケア児数:約60名 うち訪問看護利用児:34名 市内の訪問看護事業者数:63か所

サービス提供時間	一人につき、年度で48時間を上限とする 1日あたりのサービス利用は60分から4時間までとし、30分単位で提供する
利用者負担	1割負担(生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は負担なし)
利用者負担上限	利用対象者の世帯の状況により、月額負担上限あり

2 事業内容

【利用者負担の例】 6歳未満の幼児（1割負担あり・上限月額4,600円）

- 1回2時間の訪問看護を月2回受けた場合
 - ・ 訪問看護料（10割） 46,750円
 - うち利用者負担額 4,600円

区分	金額(千円)	主な内訳
扶助費	5,396	訪問看護料、乳幼児加算ほか

3 財源内訳

事業費 (補助対象経費)	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円 5,396 (5,141)	千円 2,570	千円 1,285	千円 -	千円 -	千円 1,541

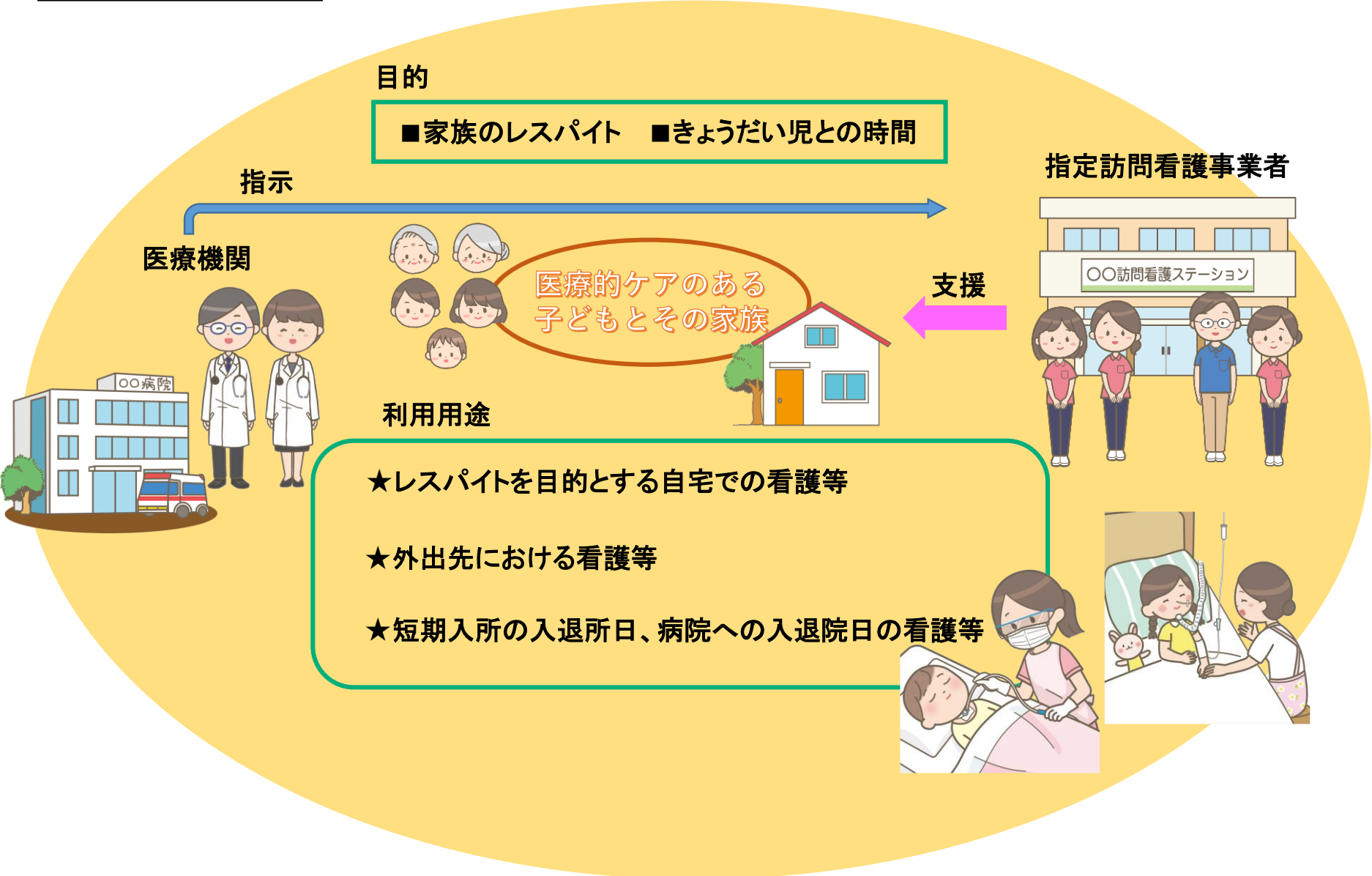
※1 国庫補助金(医療的ケア児等総合支援事業)

補助対象経費の1/2(児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金)

※2 県補助金

補助対象経費の1/4(長崎県地域生活支援事業費等補助金)

4 全体のイメージ図



目的

■家族のレスパイト ■きょうだい児との時間

指示

医療機関

医療的ケアのある子どもとその家族

支援

指定訪問看護事業者

利用用途

- ★レスパイトを目的とする自宅での看護等
- ★外出先における看護等
- ★短期入所の入退所日、病院への入退院日の看護等

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	6-3	地域障害児支援体制強化 事業費補助金	21,903 千円

1 概要

地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図るため、障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが実施する機能強化に係る事業に対しその一部を補助する。

2 事業内容

- (1) 補助対象事業者 長崎市内に所在する児童発達支援センター
(児童発達支援センターげんき、児童発達支援センターポランのひろば、ながさきゆうゆう牧場ホーシーセンター)
- (2) 補助対象経費 地域障害児支援体制強化事業に必要な人件費や物件費等
- (3) 補助基準額 児童発達支援センター1か所あたり 最大7,301千円
- (4) 対象事業 ※ア及びイは基本事業であり実施は必須。ウの実施は任意。
- ア 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成
- イ 地域における障害児支援の質の向上
- (ア) 地域の障害児通所支援事業所等に対する指導・助言等
- (イ) 地域のインクルージョンの推進
- (ウ) 障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート
- (エ) 地域の事業所等への研修等の実施
- ウ 選択事業
基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組み
- (5) 総事業費 21,903千円(7,301千円×3事業所)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円 21,903	千円 10,951	千円 5,475	千円 -	千円 -	千円 5,477

※1 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金 事業費の1/2

※2 長崎県地域生活支援事業費等補助金 事業費の1/4

4 参考

(1) 児童発達支援センターが担う障害児支援における地域の中核機能

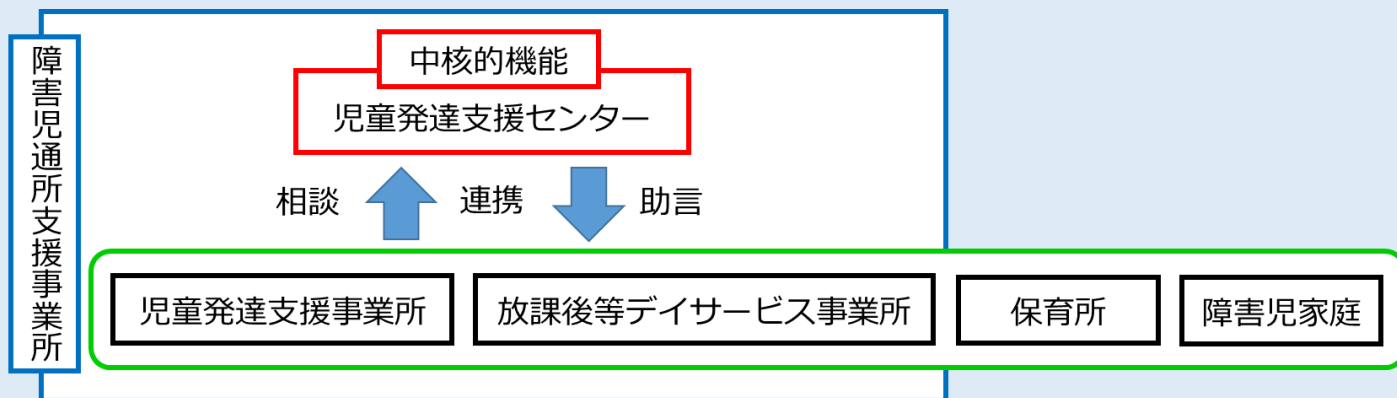
ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

イ 児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能

ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

エ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

【関係図】



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	7-1～7-8	障害福祉センター運営費 (うち拡大分)	千円 450,318 (41,184)

1 事業目的

長崎市障害福祉センターは在宅障害福祉の拠点的な施設として、相談・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で専門性(医学的なものも含む)を有したサービスを総合的に提供することにより、障害者の社会参加及び自立を促進することを目的とする。

2 指定管理者

- (1)法人名 社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団(理事長 武田 敏明)
(2)所在地 長崎市茂里町2番41号
(3)事業開始 平成4年4月1日(平成18年4月1日から指定管理)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 450,318	千円 9,963	千円 4,981	千円 -	千円 3,585	千円 431,789

※1 ①地域生活支援事業費等補助金 補助対象経費の1/2以内

②児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金(地域障害児支援体制強化事業) 補助対象経費の1/2

※2 ①長崎県地域生活支援事業費等補助金 補助対象経費の1/4以内

②長崎県地域生活支援事業費等補助金 補助対象経費の1/4

4 事業内容及び事業費一覧

(単位:千円)

事業名	内容	根拠法等	事業費【下段は うち委託料】			
			R5年度	R6年度	増減額	
管理運営費	法人運営業務、職員の人事、給与、福利厚生、経理管理、庶務及び施設、設備の管理さらには各施設・事業所との連絡調整業務を行う。		46,432	50,711	4,279	
			45,649	50,081	4,432	
身体障害者福祉センター費	障害者の各種相談、訓練、講習、教養、スポーツ・レクリエーションなどのために施設の提供や指導、手話通訳者の配置等を行う。	身体障害者福祉法	117,636	134,241	16,605	
			117,636	134,241	16,605	
障害児通所支援費	未就学の障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行う児童発達支援事業を実施する。(定員45人)	児童福祉法	111,803	149,166	37,363	
			26,956	63,265	36,309	
地域活動支援センターⅡ型費※	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。	障害者総合支援法	7,661	7,995	334	
			7,661	7,995	334	
相談支援費	在宅の障害児(者)の各種相談に対し、在宅福祉サービスの利用援助社会資源の活用や福祉に関する情報提供等を総合的に行う。	障害者総合支援法	26,728	35,975	9,247	
			25,398	34,645	9,247	
障害者就労支援相談所運営費	関係機関と連携を図りながら、障害者で就労中又は就労を希望する者に対し、就労相談支援、雇用準備支援、情報提供等を行う。	市要綱	3,411	7,483	4,072	
			3,411	7,483	4,072	
診療所費	小児科、整形外科の医師及び理学療法士等が、心身障害児(者)に対し、診断・評価・訓練を行うとともに、地域や家族に対する支援を行う。	医療法	217,678	268,431	50,753	
			98,453	133,827	35,374	
障害児等療育支援費	在宅の重度障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、外来・訪問による療育等の指導、その他必要な支援を行う。	市要綱	9,552	11,666	2,114	
			9,552	11,666	2,114	
機能訓練費	病院や施設等を退院、退所した身体障害者が地域生活を営むのに必要な機能訓練(リハビリテーション)を行う。(定員20人)	障害者総合支援法	17,861	19,772	1,911	
			8,265	10,176	1,911	
注) 事業団収入			事業費合計	558,762	685,440	126,678
・ 障害児通所支援にかかる障害児通所給付費 85,900千円			うち委託料合計	342,981	453,379	110,398
・ 機能訓練事業にかかる訓練等給付費 9,596千円			(参考) 事業団収入	215,781	232,061	16,280
・ 診療所事業にかかる保険診療収入 134,604千円						
・ その他 1,961千円						

※地域活動支援センターⅡ型費は令和6年度予算から重層的支援体制整備事業費にて計上。

5 拡大内容

(1) 事業名 障害福祉センター運営費（診療所費、障害児通所支援費）

(2) 概要

障害福祉センター診療所において、発達障害児等の相談件数や診療数が増加しているため、医師、看護師及びクラーク（医療事務作成補助者）をそれぞれ1名ずつ増員し、受入れ体制の充実を図る。

また、児童発達支援センターさくらんぼ園において、保育所等に通う障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援等を実施するため、保育士（正規1名、嘱託2名）を増員し、地域の中核的な療育支援施設としての機能強化を図る。

ア 変更内容

(ア) 人員体制等見直し

a 診療所費

職種	R3	R4	R5	R6予定	前年度比
常勤医師（小児科）	2人	3人	3人	4人	1人増
看護師（小児科）	2人	3人	4人	5人	1人増
クラーク（小児科）	—	—	1人	2人	1人増
※診療体制	3診体制	4診体制	4診体制	5診体制	1診増

※小児科医師については、常勤医師の他に非常勤医師3名を配置しており、非常勤医師3名で1診体制としている。

b 障害児通所支援費

職種	R3	R4	R5	R6予定	前年度比
保育士	18人	19人	19人	22人	3人増

5 拡大内容

(3) 予算額 197,092千円 (診療所費、障害児通所支援費)

うち診療所の受入れ体制の充実等に係る拡大予算 指定管理委託料 41,184千円

(単位：千円)

増額予算	項目	診療所費	障害児通所 支援費
収入	診療報酬の増額分	19,001	
	障害児通所支援給付費の増額分		1,055
	各事業計	19,001	1,055
	収入計(A)	20,056	
支出	医師(正規)	16,403	
	看護師(嘱託)	3,899	
	クラーク(嘱託)	2,925	
	保育士又は児童指導員(正規)		5,203
	保育士(嘱託)2名		6,858
	小計	23,227	12,061
	市職員に準じた給与改定分	17,022	8,930
	小計	17,022	8,930
	各事業計	40,249	20,991
	支出計(B)	61,240	
指定管理委託料(拡大予算)	(B) - (A)	41,184	

6 参考

(1) 障害福祉センター診療所（小児科）における初診待機期間

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
初診件数（件）	550	457	495	496	542	625	547	446	482	546
診察件数（件）	4,099	4,927	6,099	6,565	7,187	7,891	7,930	7,793	8,459	7,920
※平均待機期間（月）	2.4	2.6	3.6	3.7	5.3	4.0	4.9	5.8	6.6	8.3

※令和5年12月末時点の待機期間は9.0月、待機者数は425人。

(2) 児童発達支援センターさくらんぼ園における保育士の配置状況

（単位：人）

事業	種別	R3	R4	R5	R6予定
	園長	1	1	1	1
さくらんぼ園 （通園）	児童発達支援管理者（専任）	1	1	1	1
	保育士（単独通園）※	12	13	13	13
	保育士（親子通園）※	4	4	4	4
保育所等 訪問支援等	児童発達支援管理者（専任）	—	—	—	1
	保育士	—	—	—	2
計	計	18	19	19	22

※	形態	定員(人)	備考
	単独通園	30	毎日通園
	親子通園	15	週1～2回、保護者と通園

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	8-1	福祉と企業の虹の架け橋 フェスタ開催費	千円 1,707

1 事業目的

障害者が自分の希望や能力に応じた就労や、就労に向けた訓練の場の選択ができるよう、障害者と一般企業、障害福祉サービス事業所とをつなぐ場を設けてマッチング支援を行い、多様な人材が地域の中で活躍することを促進するとともに、企業での障害者雇用の促進による人材確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

①障害者と一般企業とのマッチング

障害者雇用を検討している企業と一般就労を希望している障害者とのマッチングの場を提供する。

②福祉分野に就職を希望する学生等と福祉事業所とのマッチング

福祉事業所への就職に向けた相談を行う場を提供し、福祉人材確保の促進を図る。

③障害者と福祉事業所とのマッチング

障害者が自身の希望や能力に応じたサービスを利用したのち、一般就労に繋げることを目的に、長崎市内にある就労系事業所の各ブースを設置し、事業内容紹介や就労体験の機会を提供する。

●就労移行支援：11か所 ●就労継続支援A型：17か所 ●就労継続支援B型：52か所

④福祉事業所と一般企業とのマッチング

企業における障害者雇用や、福祉事業所への業務発注・物品購入等を促進し、また、福祉事業所が企業の実態や求めている人材等を知ることを目的に、企業と福祉事業所をつなぐマッチングの場を提供する。

2 事業内容

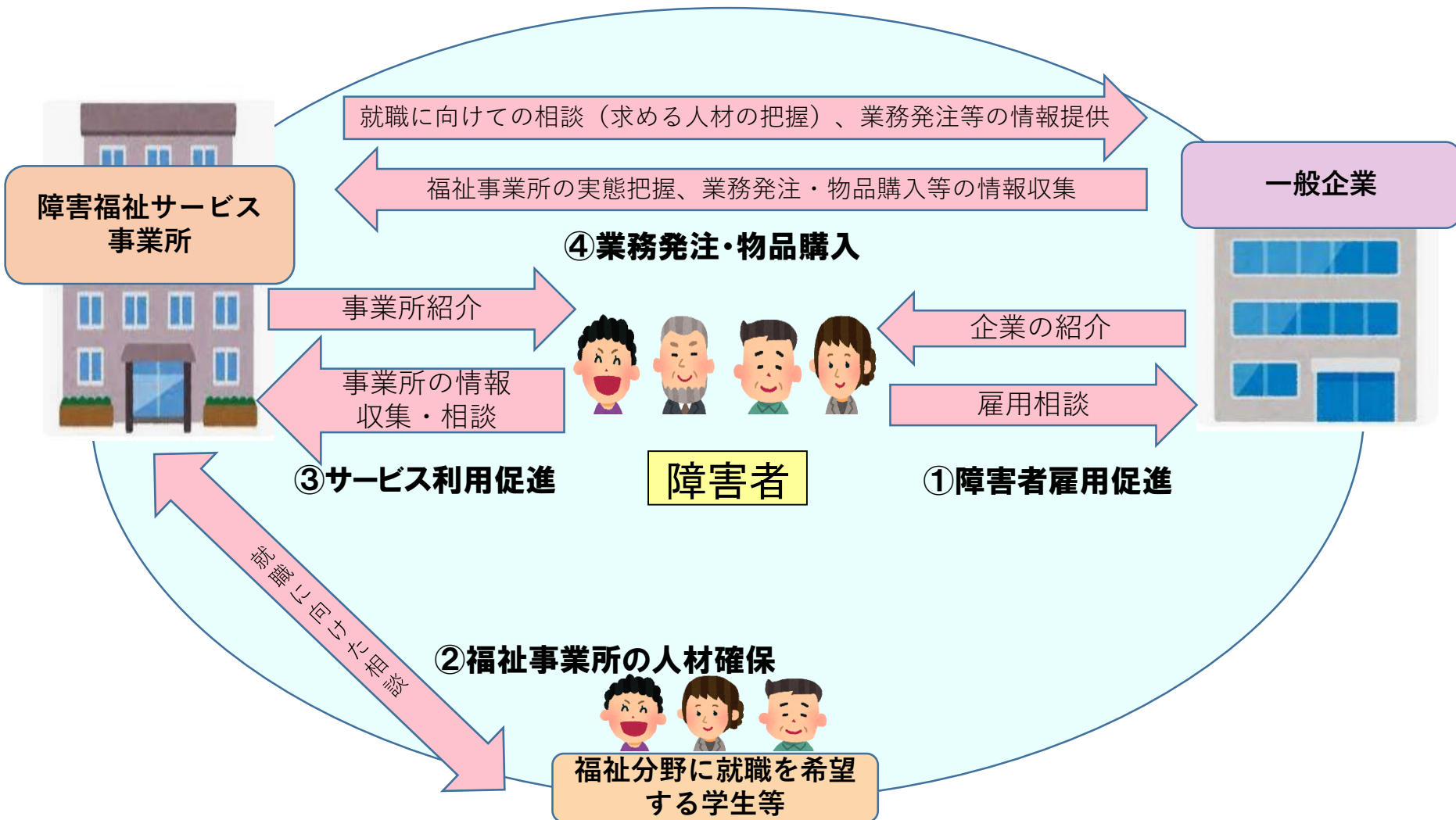
区分	金額(千円)	主な内訳
需用費	100	ポスター等
役務費	231	広告費
委託料	340	会場内の案内板作成及び設置業務委託
使用料及び 賃借料	1,036	会場借上料
計	1,707	

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 1,707	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,707	千円 -

※ その他補助金(人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金) 事業費の10/10

4 全体のイメージ図



- ①障害者と一般企業とのマッチング（企業への雇用促進）
- ②福祉分野に就職を希望する学生等と福祉事業所とのマッチング（福祉事業所の人材確保）
- ③障害者と福祉事業所とのマッチング（サービス利用→雇用促進）
- ④福祉事業所と一般企業とのマッチング（企業が求める人材の把握、企業へのステップアップを図る、業務発注、物品購入等）

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	8-3	授産製品販売促進費	14,340 千円

1 概要

障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と、授産製品の売り上げ向上、授産工賃アップを図る。

また、国及び地方公共団体等に対し、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や受注機会の増大を図るための措置などを求めた「障害者優先調達推進法」に基づき、長崎市においても、障害者就労施設等が供給する物品の調達を積極的に行い、事業を推進する。

2 事業内容

- (1) 委託先 チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会
- (2) 店舗の場所 万屋町ベルナード観光通り(約60㎡)
- (3) 参加施設等 市内30事業所(令和6年1月現在)
- (4) 実施内容
- ア 授産製品の販売
 - イ 製品別売上データの収集・分析
 - ウ 授産施設等への売上データ・分析結果の情報提供
 - エ インターネットによる消費者への商品情報提供
 - オ 官公需拡大のための共同受注窓口
 - カ オンライン販売
- (5) 事業費内訳
- ア 委託料 10,776千円 (授産製品販売促進事業委託)
 - イ 使用料及び賃借料 3,564千円 (店舗借上料)

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 14,340	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 14,340

4 参考

(1) 売上等の実績及び見込み

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
はあと屋売上額	34,068,215	37,942,103	25,309,450	28,298,905	33,800,000
月額平均工賃	20,376	23,075	23,270	24,750	—

4 参考

(2) 活動内容別事業所数(令和6年1月現在)

	区分	事業所数	割合(%)	主な作業内容
物品製造及び販売	食料品	20	30.8	パン、お菓子、農産物、食堂等における軽食や食事の販売
	布製品	10	15.4	マスク、軍手、ウエス、エプロン、小物入れ等
	生活用品	20	30.7	石鹸、木工品、革製品、ガラス工芸品等
	農業用品	2	3.1	花苗、花等
	小計	52	80.0	
役務の提供	印刷	2	3.1	名刺、封筒、チラシ等
	役務	11	16.9	清掃、除草、データ入力、ホームページ等作成、軽作業(箱折り等)
	小計	13	20.0	
合計		65	100.0	

※チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会に加盟している事業所(30事業所)の活動内容

※一つの事業所が複数の区分で活動している場合は重複して計算している。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	13-5	ICT導入モデル事業費補助金	千円 9,673

1 事業目的

障害福祉分野におけるICTの活用により、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等のICTの導入に必要な経費の一部を補助し、本事業を活用した事業所からICT導入前後による業務の効率化等の実績を求め、その導入事例を長崎市内の事業所に周知及び公表を行い、ICT導入の促進を図る。

2 事業内容

(1)実施内容

次の(ア)～(エ)のICTの導入に必要な経費の一部を補助する。また、導入を希望する事業所に対して、事業実施の要件であるICTの導入に伴う研修会を実施する。

ア ICT導入モデル事業

(ア)情報端末(タブレット端末、スマートフォン等ハードウェア、インカム)

(イ)ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)

(ウ)通信環境機器等(Wi-Fi、ルーター等)

(エ)保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等)

※(ウ)、(エ)については(ア)、(イ)の導入に必要なものに限り対象。

イ ICT導入のための研修事業

研修事業の実施に必要な報償費、需用費、委託料等

ウ ICT導入事例の公表

本事業によりICTを導入した事業所からICT導入前後の事務の効率化等の実績を求め、その導入事例を長崎市内の事業所に周知及び公表を行う。

2 事業内容

(2) 事業費の内訳

ア ICT導入モデル事業費(対象事業所)

(単位:円)

法人名	事業所名	サービスの種類	該当機器	総事業費 ①	補助対象 経費	補助額 ②	事業者負 担額 ①-②
(株)いそや	ホームヘルプ サービス太陽	居宅介護	タブレット端末、 VPNルーター	1,135,200	1,000,000	750,000	385,200
	キッズ大地	放デイ					
(株)いそや	るとる大地	放デイ		567,600	567,600	425,000	142,600
(福)ゆうわ会	すずらん	生活介護	Wi-Fi、スマー トフォン	1,097,330	1,000,000	750,000	347,330
(福)ゆうわ会	サンビレッジ	施設入所支援	インカム	2,410,100	1,000,000	750,000	1,660,100
(福)ゆうわ会	ライフステー ションすばる	共同生活援助	タブレット端末、 ソフトウェア	2,203,960	1,000,000	750,000	1,453,960
	ワークステー ションすばる	生活介護					
(福)ゆうわ会	わかぎホーム	共同生活援助	タブレット端末、 ソフトウェア	2,203,960	1,000,000	750,000	1,453,960
	わかばホーム						
(福)ゆうわ会	ウインド	生活介護	Wi-Fi、スマー トフォン	3,477,571	1,000,000	750,000	2,727,571
	ながさきワー クビレッジ	施設入所支援	スマートフォン、 ソフトウェア				
(福)ゆうわ会	かなで	共同生活援助	Wi-Fi、スマー トフォン	1,202,280	1,000,000	750,000	452,280

2 事業内容

(単位:円)

法人名	事業所名	サービスの種類	該当機器	総事業費 ①	補助対象 経費	補助額 ②	事業者負 担額 ①-②
(福)ゆうわ会	ワークショップ あさひ	就労継続支援 B型	スマートフォン	1,286,291	1,000,000	750,000	536,291
(福)ゆうわ会	ワークショップ あさひ	就労継続支援 A型	スマートフォン	884,600	884,600	663,000	221,600
(福)長崎恵愛福 祉会	児童デイサー ビスめぶき	放デイ	タブレット端末、 インカム	526,020	526,020	394,000	132,020
(福)長崎恵愛福 祉会	相談支援セン ターながさき	一般相談支援	ノートパソコン	782,100	782,100	586,000	196,100
(合)ドリームコネ クト	ヘルパーステー ション茉莉花	居宅介護	タブレット端末	762,216	762,216	571,000	191,216
(株)エイトワークス	ひまわりキッズ	放デイ	タブレット端末	1,243,000	1,000,000	750,000	493,000
合計				19,782,228	12,522,536	9,389,000	10,393,228

イ ICT導入のための研修事業費

委託料:284,000円

(3)補助額の算定方法

ア ICT導入モデル事業:補助対象経費に3/4を乗じた額を補助額とする。

イ ICT導入のための研修事業:補助対象経費に1/2を乗じた額を補助額とする。

※補助対象経費…総事業費と(4)の基準額のいずれか少ない方の額

(4)基準額

ア ICT導入モデル事業:1施設・事業所あたりの基準額…1,000千円

イ ICT導入のための研修事業:284千円

3 財源内訳

総事業費 (補助対象経費) ①	予算計上額 (補助額) ②	財源内訳				事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金 ※	県支出金	地方債	一般財源	
千円 20,067 (12,807)	千円 9,673	千円 6,400	千円 -	千円 -	千円 3,273	千円 10,394

※ 国庫補助金(ICT導入モデル事業)

予算計上額(補助額)の2/3(障害者総合支援事業費補助金及び児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金)

※ 国庫補助金(ICT導入のための研修事業)

補助対象経費の1/2(障害者総合支援事業費補助金及び児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	15-1	【補助】障害者福祉施設整備 事業費補助金 生活介護事業所	千円 137,970

1 事業目的

生活介護事業所について、施設を建て替えることで、より多くの利用者が安心して過ごすことができる日中活動の場を提供するため、社会福祉法人が行う施設整備に対し、助成を行う。

2 事業内容

施設種別 生活介護事業所

・地域で生活を営む上で、常時介護が必要な障害者に対し、日中において、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(1)法人名 社会福祉法人遊歩の会

(2)施設名 ゆうほ(長崎市古賀町949番地)【定員 25名、建築年月日 S54.10.31】

(3)総事業費 194,000千円

(4)補助額 137,970千円

(5)整備区分 増改築

(6)構造 鉄骨造2階建

(7)延床面積 666.36㎡

(8)整備理由 建築から45年経過し、外壁のはがれや雨漏りなどの経年劣化が進んでいるため、利用者が安心してサービスを受けることができるよう改築を行う。

3 財源内訳

総事業費 ①	予算 計上額 ②	財源内訳				事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源	
千円 194,000	千円 137,970	千円 91,980	千円 -	千円 36,700	千円 9,290	千円 56,030

※1 国庫支出金=②×国庫補助率2/3(社会福祉施設等施設整備費国庫補助金)

※2 起債充当率=市負担分の80%(社会福祉施設整備事業債)

4 位置図



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	15-2	【補助】障害者福祉施設整備 事業費補助金 共同生活援助事業所	千円 118,200

1 事業目的

長崎市障害福祉計画において、障害者の地域生活への移行を促進している中、その受け皿となる共同生活援助事業所(グループホーム)の充実を図るため、社会福祉法人が行う施設整備に対し、助成を行う。

2 事業内容

施設種別 共同生活援助事業所

- ・地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間に、共同生活住居(グループホーム)で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行う。

対象施設概要(3か所)

- ①(1)法人名 社会福祉法人クローバー
- (2)施設名 グループホームえびす(長崎市多以良町2194-4)【定員 25名】
- (3)総事業費 336,000千円
- (4)補助額 71,850千円
- (5)整備区分 創設
- (6)構造 木造平屋建
- (7)延床面積 475.13㎡
- (8)整備理由 利用者自身の高齢化や家族の高齢化により一人での生活を余儀なくされると予想されるため、利用者が安心して生活を送ることができるようグループホームを建設する。

2 事業内容

- ② (1)法人名 社会福祉法人みのり会
(2)施設名 グループホーム明心(長崎市布巻町779番地)【定員 20名】
(3)総事業費 4,027千円
(4)補助額 3,000千円
(5)整備区分 大規模修繕等
(6)構造 鉄筋コンクリート造2階建
(7)延床面積 532.66㎡
(8)整備理由 建設から26年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、利用者の安心・安全な居宅生活を提供するために、施設の大規模修繕を行う。
- ③ (1)法人名 社会福祉法人琴の海いやしの会
(2)施設名 グループホームつくも3号棟(長崎市畝刈町400番地)【定員 5名】
(3)総事業費 90,300千円
(4)補助額 43,350千円
(5)整備区分 創設
(6)構造 木造平屋建
(7)延床面積 273.95㎡
(8)整備理由 利用者の家族の高齢化のため、親元を離れ、利用者が自立して生活できる環境を整え、安心して地域で日常生活を送ることができるよう、短期入所を併設したグループホームを建設する。

3 財源内訳

総事業費 ①	予算 計上額 ②	財源内訳				事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源	
千円 430,327	千円 118,200	千円 78,800	千円 -	千円 31,500	千円 7,900	千円 312,127

※1 国庫支出金=②×国庫補助率2/3(社会福祉施設等施設整備費国庫補助金)

※2 起債充当率=市負担分の80%(社会福祉施設整備事業債)

4 位置図①



4 位置図②



4 位置図③





予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	16-1	【単独】障害者福祉施設整備 事業費 障害福祉センター	千円 41,800

1 事業目的

障害福祉センター(所在地:長崎市茂里町2番41号)は、平成4年4月の開設から30年以上経過し、各種施設・設備に劣化がみられるため、利用者が安心して施設を利用できるよう、計画的に整備を行う。

2 事業内容

工事名	内容	工事費	備考
5階屋上広場舗装改修工事	防水舗装表面が劣化しひび割れが多数発生しており、ひび割れ部分から浸透した雨水が、建物躯体であるコンクリートや鉄筋に影響を及ぼす恐れがあることから、舗装の改修工事を行うもの。	36,900千円	
ガスタービン発電設備蓄電池等更新工事	自動始動発電機盤の制御部品や蓄電池の交換及び蓄電池盤の経年劣化による剥離・脱落が確認されることから設備の更新を行うもの。	4,900千円	

3 財源内訳

総事業費	予算計上額	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	地方債 ※	一般財源
千円 41,800	千円 41,800	千円 -	千円 -	千円 33,400	千円 8,400

※地方債(社会福祉施設等事業債) 充当率80%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	2-1	包括的支援事業費	千円 560,663

1 事業概要

介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

2 事業費内訳

高齢者や家族等に対する総合相談、権利擁護並びに包括的・継続的マネジメントの支援など、地域包括支援センターの運営にかかる経費。

費目	金額	備考
委託料	555,654千円	地域包括支援センター運営事業委託料(553,835千円)、要援護者情報管理システム保守委託等(1,819千円)
使用料及び賃借料	2,803千円	要援護者情報管理システムパソコン賃借料等
その他経費	2,206千円	附属機関委員報酬、研修等講師謝礼金、需用費、役務費等

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※1	地方債	その他 ※2	一般財源
560,663千円	215,856千円	107,927千円	－千円	128,953千円	107,927千円

※1 重層的支援体制整備事業交付金（国補助率 38.5/100、県補助率 19.25/100）

※2 介護保険事業特別会計繰入金（1号保険料 23/100）

4 地域包括支援センター(20か所)

(1) エリア別高齢者人口(65歳以上)

(令和5年12月末現在)

包括名	高齢者人口	包括名	高齢者人口	包括名	高齢者人口
東長崎	5,903人	緑が丘	6,767人	琴海	4,345人
日見・橘	6,511人	淵	4,389人	小島・茂木	8,899人
桜馬場	7,102人	小江原・式見	4,903人	戸町・小ヶ倉	6,543人
片淵・長崎	7,967人	西部	7,520人	土井首	5,201人
大浦	7,429人	岩屋	7,192人	深堀・香焼	3,718人
江平・山里	9,267人	滑石・横尾	7,083人	南部	6,597人
西浦上・三川	11,050人	三重・外海	6,984人		

※事業実施は、社会福祉法人等の法人に業務委託。令和5年度は、11月末に業務委託契約期間が終了したため、公募により受注者選定を行った。(戸町・小ヶ倉及び土井首の地域包括支援センターが受注者変更。)

5 包括的支援事業実施状況

(1) 相談件数

業 務		令和3年度	令和4年度	令和5年度※
総合相談支援業務		62,520件	67,995件	46,185件
権利擁護業務		3,012件	3,161件	2,477件
包括的継続的 ケアマネジメント業務	地域ケア個別会議	139回(208件)	132回(197件)	80回(111件)
	地域ケア推進会議	36回	58回	32回

※令和5年度の件数は、12月末までの合計。

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	2-2	生活支援体制整備事業費	千円 23,192

1 事業概要

介護保険法等の規定による地域支援事業の一環として生活支援体制整備事業を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、NPO、ボランティア、シルバー人材センターなど多様な主体との協働による地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加による介護予防の促進及び多様な日常生活上の生活支援・介護予防サービスの充実を図る。

2 事業内容

地域コミュニティのしくみづくりの自助・互助の活動と連携する形で、福祉の専門的立場から高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していくため、地域の個別ニーズや課題の把握、関係者間のネットワーク構築、ニーズとのマッチングなどのコーディネート機能を有する者(生活支援コーディネーター:SC)が市全域(第1層)及び日常生活圏域(第2層)で活動して、地域での支え合いづくりを推進していく。

地域における高齢者の生活支援体制の整備を促進するため、日常生活圏域において活動する「第2層生活支援コーディネーター」を4名配置して次の業務を行う。

【主な業務内容】

- ①生活支援ニーズの把握
- ②地域資源等の情報収集と情報発信
- ③地域活動の支援
- ④関係者間のネットワークの構築
- ⑤会議・研修への出席

2 事業内容

【事業費内訳】

区 分	金 額(千円)	主な内訳
委託料	22,038	第2層生活支援コーディネーター業務委託料 【内訳】人件費 20,392千円 物件費 1,646千円
その他経費	1,154	・会計年度任用職員報酬 ・市町村セミナーへの出席旅費 等
合計	23,192	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※1	地方債	その他 ※2	一般財源
千円 23,192	千円 8,927	千円 4,463	千円 -	千円 5,339	千円 4,463

※1 重層的支援体制整備事業交付金（国補助率 38.5/100、県補助率 19.25/100）

※2 介護保険事業特別会計繰入金（1号保険料 23/100）等

生活支援体制整備 ～地域での支え合い体制づくり～

高齢者自身の介護予防



つなぐ

結ぶ

生活支援コーディネーター (SC)

介護予防・地域づくりの専門的視点
で地域をサポート

多様な主体との連携



- ・社会福祉法人等の地域貢献
- ・地域住民
- ・NPO・ボランティア
- ・シブバ-人材センター等

緊急時・
災害時の支援

ごみ出しの
お手伝い

電球の交換

一緒に
買い物

集いの場
のお手伝い

見守り・声かけ



高齢者の
社会参加の促進

地域社会による支え合い

土台としての地域力の強化

～「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり～
「地域コミュニティを支えるしくみ」による地域づくりの醸成に併せて「地域の課題は地域で解決する」取組みが進んでいる

生活支援コーディネーター 活動事例

買い物支援サービスの創出

高齢者の免許返納等に伴い、買い物等の移動手段が少なくなることについて連合自治会長と相談。近隣の福祉施設へ車両やドライバー等の協力要請を行うなど、しくみづくりを進めた。

地域の各自治会長へ、「支え合いのしくみづくりがなぜ必要になるのか」を説明する場を設け、機運の醸成と各関係機関との連携強化を行う。また、保険の確認や公共交通機関への通知、広報などを実施。

令和6年1月に本格稼働し、週に1回福祉施設から近隣のスーパーまで買い物バスが運行している。

ニーズと資源のマッチング(スマホ講座の開催)

地域におけるボランティア団体や自治会、高齢者サロン等より、「せっかくスマホを買ったのに使い方が分からない」などの生活支援ニーズを把握。

それに対して通信会社の活動をマッチングさせ、「スマホ講座」の希望があった各地域で開催した。

加えて、社会福祉協議会にてスマホの基本的な使い方や様々なオンライン手続きの利用方法まで学ぶ機会としてスマホ教室を月1回定期開催している。

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
154～155	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	5-5	成年後見制度 利用支援費	千円 4,035
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	3-6		千円 3,784
特会	4 地域支援事業費 (介護保険事業 特別会計)	2 包括的支援事業・ 任意事業	2 任意事業	-	成年後見制度 利用支援事業費	千円 27,229

1 事業概要

(1) 中核機関

成年後見制度を必要とする方が適時相談でき、適切なタイミングで利用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)を設置し、成年後見制度に関する相談対応や利用支援を実施する。

また、不足している後見人の人材育成や関係機関と連携強化のための体制づくりを行う。

(2) 報酬助成

成年後見制度を必要とする本人や親族から後見人の選任申立てが見込めない場合、市長が代わって家庭裁判所へ申立てを行い、後見人への報酬を支払うことができない被後見人等に対し報酬助成を行う。また、市長による申立て以外で選任された後見人等に対しては、被後見人等が生活保護受給者又は低所得の場合に報酬助成を行う。

2 事業内容

(1) 中核機関 10,022千円（一般会計：4,730千円、介護特会：5,292千円）

成年後見制度を専門とした相談窓口としての役割と地域連携ネットワークの事務局的な役割を一体的に担う中核機関に、制度に精通した専門職を配置し、以下の業務を行う。

- ア 成年後見制度の広報
- イ 制度や利用に関する相談受付および支援
- ウ 後見人等からの相談対応や人材育成などの後見人支援
- エ 家庭裁判所や関係機関との連携、体制づくり

(2) 報酬助成 24,528千円（一般会計：3,024千円、介護特会：21,504千円）

助成の種類	市長申立	市長申立以外
被後見人の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・非課税世帯 	
助成対象	被後見人等	後見人等
後見人等の要件	職種問わず	裁判所が受任依頼を行っている専門職等
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 【在宅】 上限28,000円×月数 【施設】 上限18,000円×月数 	

※担い手不足解消のため、活動費助成について令和6年度から助成対象及び助成額を拡大

3 事業費内訳

【一般会計】

費 目	金 額	備 考
報 償 費	3,024千円	報酬助成(障害9件見込)
委 託 料	4,730千円	中核機関運営委託料
そ の 他 費 用	65千円	郵送料、手数料
計	7,819千円	

【介護保険事業特別会計】

費 目	金 額	備 考
報 償 費	21,504千円	報酬助成(高齢64件見込)
委 託 料	5,292千円	中核機関運営委託料
そ の 他 費 用	433千円	郵送料、手数料等
計	27,229千円	

4 財源内訳

【一般会計】

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
7,819千円	620千円	60千円	－ 千円	－ 千円	7,139千円

※1 国補助金：基準額×1/2(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

基準額×1/2(地域生活支援事業費等補助金)

※2 県補助金：基準額×1/4(長崎県地域生活支援事業費等補助金)

【介護保険事業特別会計】

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他 ※3	一般財源
27,229千円	10,482千円	5,241千円	－ 千円	5,898千円	5,608千円

※1 国交付金：38.5/100(地域支援事業交付金)

※2 県交付金：19.25/100(長崎県地域支援事業交付金)

※3 その他財源：第1号被保険者保険料、返還金等

【参考】

1 成年後見制度の概要

認知症や知的障害等により判断能力が低下している高齢者又は障害者等の財産管理や契約行為などを、家裁より選任された後見人等が、本人に代わり行う制度。

2 認知症高齢者数

R5年10月1日現在、17,384人。今後増え続け、R12年には約20,000人になると推計される。

3 中核市の状況(R4年4月1日時点、全62市に照会)

整備状況			運営主体			委託先		
整備済	52市	83.9%	直営	5市	9.6%	社協	43市	91.5%
未整備	10市	16.1%	委託	36市	69.2%	NPO	3市	6.4%
合計	62市	100%	併用	11市	21.2%	一般社団法人	1市	2.1%
			合計	52市	100%	合計	47市	100%

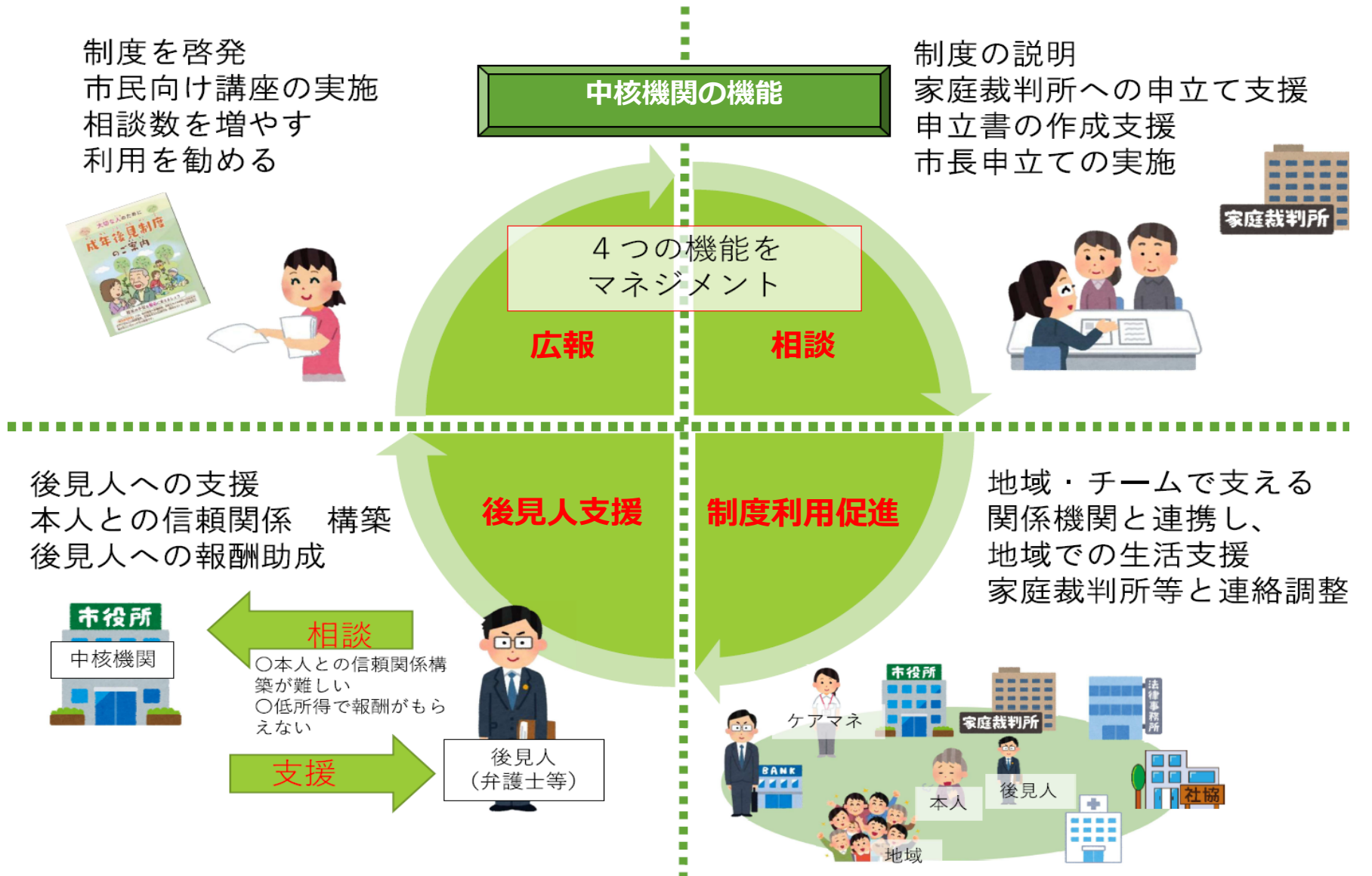
4 成年後見制度の申立数(最高裁判所、長崎家庭裁判所より)

	R2	R3	R4
長崎県	332件	414件	360件
長崎市	115件	140件	117件

※ 長崎県の申立件数は、家庭裁判所の管轄全50か所のうち32位

【参考】

5 中核機関の機能について



【参考】

6 報酬助成について

(1) 現行の報酬等助成

助成の種類	市長申立(報酬助成)	市長申立以外(活動費助成)
被後見人の要件	・生活保護受給者 ・非課税世帯	
助成対象	被後見人等	後見人等
後見人等の要件	職種問わず	弁護士、司法書士、社会福祉士
助成金額	【在宅】上限28,000円×月数 【施設】上限18,000円×月数	【在宅】上限10,000円×月数 【施設】上限 6,400円×月数
令和4年度実績	4件(1,439千円)	27件(2,163千円)

(2) 他都市の状況

市長申立と市長申立以外の助成上限額調べ

中核市のうち長崎市を除く61市

	都市数	備考	割合
同 額	43市	在宅:28,000円 施設:18,000円	79%
	5市	独自の基準額 (報酬の基準額2万円以上の額)	
異 なる	2市	市長申立以外の助成額 ・15,000円 ・15,000円又は10,000円	3%
そ の 他	11市	市長申立の助成のみ実施	18%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	4-2	高齢者交通費助成費	千円 430,041

1 事業概要

高齢者が交通機関を利用することにより、社会参加の機会を増やし、もって高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防に繋げることを目的として、年度中に満70歳以上の誕生日を迎える者に対し、5,000円程度の交通費助成を行う。

2 助成実績及び見込み

利用券等の種類		ICカード	タクシー	船舶	コミュニティバス	合計	未交換	対象者計
登録又は 交付人数 (割合)	令和4年度	28,974 (30.1%)	59,029 (61.4%)	279 (0.3%)	65 (0.1%)	88,347 (91.9%)	7,830 (8.1%)	96,177 (100%)
	令和5年度 R6.1.22現在	28,250 (29.0%)	61,152 (62.8%)	269 (0.3%)	64 (0.1%)	89,735 (92.1%)	7,681 (7.9%)	97,416 (100%)
	令和6年度 見込み	28,852 (29.4%)	61,014 (62.2%)	269 (0.3%)	63 (0.1%)	90,198 (91.9%)	7,939 (8.1%)	98,137 (100%)

※()内の割合は、端数調整しているため、合計の割合と一致しない場合があります。

3 事業費内訳

費 目	金 額	備 考
需 用 費	5,922千円	利用券、利用券引換ハガキ、IC カード通知ハガキ印刷等
役 務 費	8,155千円	利用券引換ハガキ、IC カード通知ハガキ郵送料等
委 託 料	12,245千円	システム保守、ポイント付与業務委託等
使用料及び賃借料	2,772千円	ポイント交換機賃借料
扶 助 費	400,947千円	交通助成費
計	430,041千円	

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 430,041	千円 -	千円 -	千円 -	千円 312,575	千円 117,466

※その他財源:いきいき長寿社会基金

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	6-2	避難行動要支援者支援費	千円 7,593

1 事業概要

避難行動要支援者(※1)及び消防、警察、自治会などの避難支援等関係者が緊急時に迅速な対応ができるよう避難行動要支援者の情報を整備し、避難支援等関係者へ情報提供を行うことで地域の支援体制を構築する。

※1 災害時に自ら避難することが難しいかた

2 事業内容

避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、新たに避難行動要支援者となったかた約2,700人の情報を、避難支援等関係者へ提供することに係る同意勧奨を行う。

また、長崎市介護支援専門員連絡協議会に個別避難計画(※2)の作成業務を委託し、令和6年度は要介護2の避難行動要支援者約5,600人の実態調査及び避難支援者がいない要介護2の独居又は高齢者世帯の個別避難計画を担当ケアマネジャーにより作成する。

※2 避難行動要支援者ごとに避難場所や避難方法、避難生活上の留意点等を記載した避難支援のための計画。災害対策基本法の一部改正(令和3年5月施行)において、計画作成が市町村の努力義務とされた。

3 個別避難計画の作成実績

年度	個別避難計画の作成対象者及び作成件数		備考
令和3年度	要介護1以上で災害危険区域居住や独居又は高齢者世帯	104件	令和3・4年度に内閣府モデル事業に参画。令和4年度に個別避難計画作成を事業化。
令和4年度	避難支援者がいない要介護3～5の独居又は高齢者世帯	231件	
令和5年度	避難支援者がいない要介護3～5の世帯状況不明世帯	見込 500件	

4 事業費内訳

費 目	金 額	備 考
需 用 費	343千円	送付用封筒印刷等
役 務 費	549千円	郵送料等
委 託 料	6,302千円	避難行動要支援者登録者入力委託、個別避難計画作成業務委託
そ の 他 費 用	399千円	会計年度任用職員報酬等
計	7,593千円	

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 7,593	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2	千円 7,591

※保険料個人負担金(会計年度任用職員分)

長崎市個別避難計画作成事業イメージ図

参考

目指す取り組み体制 災害時における命を守る避難の確保(減災)



警察



消防団



自治会・防災組織



民生委員児童委員



地域包括支援センター

避難支援等関係者・
地域コミュニティユニ
ティ
連絡協議会等

地域の防災力向上・避難体制づくりの支援

避難行動要支援者の名簿提供
地域ささえあい体制づくりの支援

個別避難計画の情報提供

情報共有
変更等

長崎市

共助

共助力の向上

- ・避難行動要支援者名簿の活用 ・平常時の声かけ・見守り活動
- ・ささえあい体制づくり (例) ささえあいマップの作成・更新
- ・防災講習 ・避難訓練

地域コミュニティ連絡協議会や地域ケア推進会議等の機会を活用した主体的な避難支援の役割分担・調整

避難行動要支援者

自助

居宅介護支援専門員 (ケアマネジャー)

- ・日ごろから地域の方との顔の見える関係づくり、避難訓練への参加
 - ・私の(マイ)避難所の決定
 - ・災害情報の入手及び避難方法の確保
 - ・避難時の必要物品の確認
 - ・避難所で配慮して欲しいこと
- ↓
- ・避難行動要支援者名簿提供への同意
 - ・私の(マイ)個別避難計画の作成 及び支援者等との共有

自助力の向上



- ・個別避難計画の作成
- ・避難行動要支援者名簿提供同意の勧奨
- ・市及び支援者等との個別避難計画の共有
- ・「安心カード」として要支援者宅に保管

公助

長崎市介護支援専門員連絡協議会への委託

防災活動に関すること
・マイ避難所・地域防災マップ
・自主防災組織 等
防災危機管理室

避難行動要支援者の登録に関すること
高齢者すこやか支援課 障害福祉課
健康づくり課 子育てサポート課

避難行動要支援者のささえあい体制
づくり支援に関すること
総合事務所 地域福祉課
中央総合事務所 総務課

助言・協力
依頼

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	1 社会福祉費	10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費	1-1	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金 給付事業費(給付金)	千円 5,098,700

1 現状(と課題)

物価高に苦しんでいる低所得世帯への対応として、令和5年度に、住民税非課税世帯へ10万円(3万円+7万円)、住民税均等割のみ課税世帯へ10万円、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に子ども1人あたり5万円[こども加算]を支給している。

上記の世帯以外への負担軽減策として、令和6年度に住民税と所得税の定額減税が予定されているが、令和6年度に新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯や納税額が低い世帯においては、定額減税による負担軽減を十分に受けられないことが見込まれる。

◎令和5年度の低所得世帯向けの給付金

子ども1人あたり5万円[こども加算]	
住民税 非課税世帯 1世帯10万円	住民税均等割のみ 課税世帯 1世帯10万円

2 対応方針

新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯や納税額が低く定額減税を十分に受けられない方の物価高騰による家計への負担を軽減する。

3 事業概要

- (1) 低所得世帯(新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯)への給付金として10万円を支給する。さらに、18歳以下の児童がいる世帯へ1人あたり5万円を支給する。
- ① 低所得世帯9,635世帯 × 10万円 = 963,500千円
- ② ①の世帯の児童数[こども加算]1,699人 × 5万円 = 84,950千円
- 計(①+②) **1,048,450千円**
- (2) 納税額が低く定額減税を十分に受けられない方(納税者数:72,359人)に対して給付金を支給する。(調整給付) **4,050,250千円**

「調整給付」について

以下の①又は②のいずれかに該当する定額減税しきれない方に対し、現金の支給を行う。

- ① 所得税の「定額減税可能額(3万円×減税対象人数)」が「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」を上回る方
- ② 住民税所得割の「定額減税可能額(1万円×減税対象人数)」が「令和6年度分住民税所得割」を上回る方

※減税対象人数・・・納税者本人、扶養親族等(同一生計配偶者及び扶養親族)

◆支給額の算定例: 夫、妻(控除対象配偶者)、子(扶養親族)2人の4人家族の場合

①所得税分

定額減税可能額 (3万円×4人) 120,000円	—	令和6年分推計所得税額(減税前) = 令和5年分所得税額(実績) 11,000円	=	① 所得税分 控除不足額 109,000円
--	---	---	---	------------------------------------

②住民税分

定額減税可能額 (1万円×4人) 40,000円	—	令和6年度分住民税所得割額 (減税前) 27,000円	=	② 住民税分 控除不足額 13,000円
---------------------------------------	---	--	---	-----------------------------------

→調整給付額 ①109,000円 + ②13,000円 = 122,000円 ≒ **130,000円** (1万円単位で端数切上げ)

◎令和6年度における調整給付の総額見込み(予算額)

$$72,359 \text{人(対象となる納税者数)} \times 55,974 \text{円(納税者1人あたりの調整給付の平均額)} \\ \doteq \underline{\underline{4,050,250 \text{千円}}}$$

4 スケジュール(案)

	令和6年度						
	4月	5月	6月	7月	8～10月	11月	12月
準備期間	→						
コールセンター	→						
基準日		未定(6月1日を想定)					
支給のお知らせ等発送				→			
申請期間				→			
支給期間				→			

※今後、国から発出される事務連絡等により、スケジュールが変動する可能性がある。

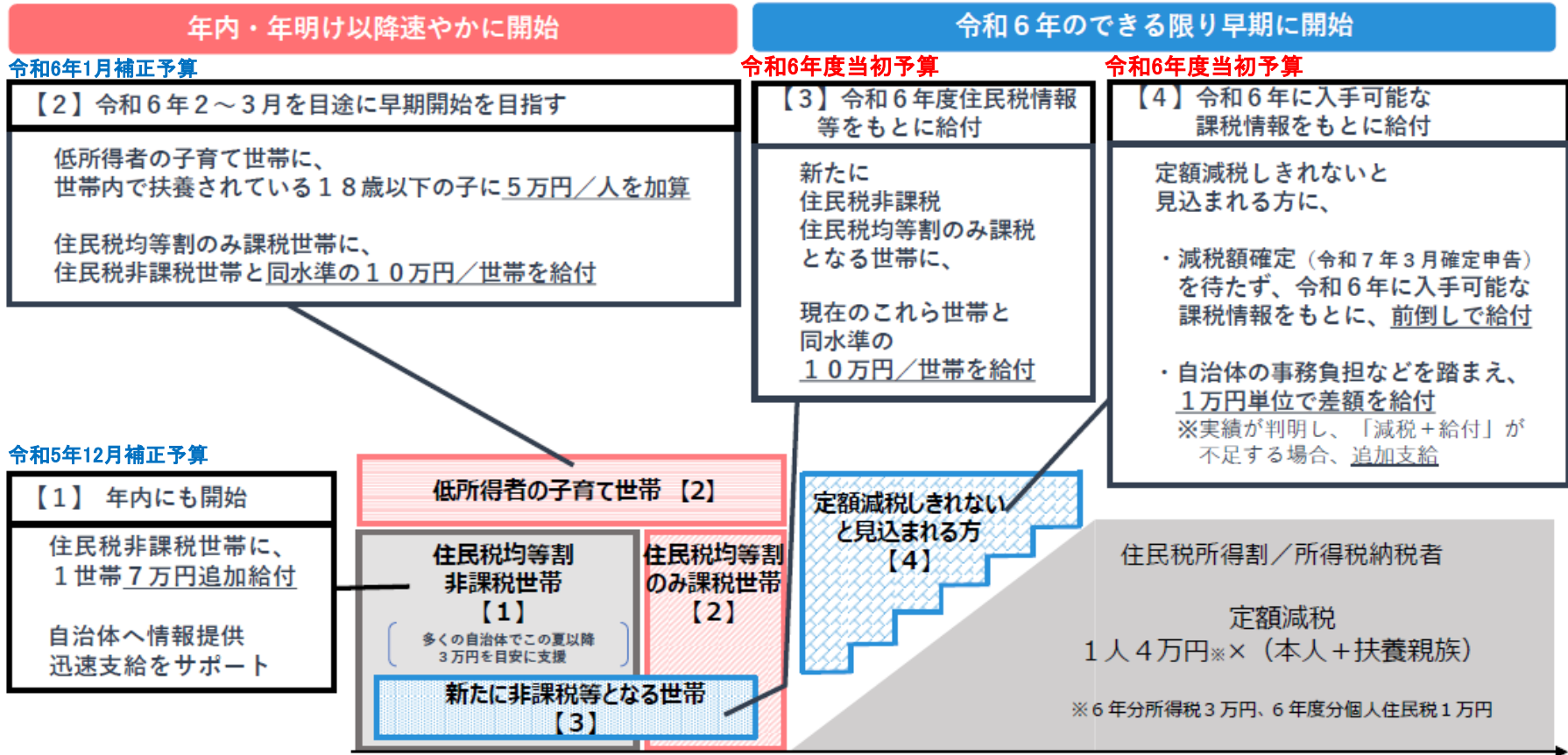
5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,098,700	千円 5,098,700	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス



(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	1 社会福祉費	10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費	1-2	電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金 給付事業費(事務費)	千円 170,768

1 概要

物価高騰対応重点支援給付金の支給実施に係る経費を計上するもの。

2 事業内容

区分	金額(千円)	主な内訳
報酬	2,187	会計年度任用職員報酬 (地域センター7か所に相談窓口職員を配置)
職員手当等	1,294	職員時間外勤務手当
共済費	431	雇用保険料(会計年度任用職員分)等
旅費	136	会計年度任用職員通勤費
需用費	1,986	消耗品、提出勸奨はがき(未提出世帯)の印刷製本費
役務費	28,934	郵送料、口座振込手数料等
委託料	135,596	・コールセンター運営等業務委託(110,000千円) ※コールセンター業務・確認書等審査業務・窓口対応業務(中央・西浦上・滑石) ・システム改修等業務委託(13,596千円) ・確認書等作成・封入封緘業務委託(12,000千円)
使用料及び賃借料	204	OA機器借上料等
計	170,768	

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 170,768	千円 170,768	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10